

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第137期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 太田 勝也

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務部長 松村 光常

【最寄りの連絡場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務部長 松村 光常

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社
(東京都文京区湯島三丁目16番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第137期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第136期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	4,347	15,212
経常利益 (百万円)	443	1,513
四半期(当期)純利益 (百万円)	336	910
純資産額 (百万円)	17,299	16,963
総資産額 (百万円)	22,156	21,353
1株当たり純資産額 (円)	1,211.91	1,188.38
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	23.55	57.83
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)		
自己資本比率 (%)	78.1	79.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	845	1,264
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	535	43
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	171	2,803
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,188	3,995
従業員数 (名)	751	762

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

なお、当社グループは、株式会社松風(当社)及び子会社12社(国内4社、海外8社)で構成され、歯科材料、機器の総合メーカーとして、その製造・販売を主な事業内容としており、子会社の株式会社プロメックにおいて、歯科用機械器具製造のほか、ネイルケア用品の製造・販売を行っておりましたが、平成20年2月に株式会社ネイルラボの株式を取得したことにより、ネイル関連事業が拡大したため、当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を開示しております。内容については「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	751 (137)
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員数はパートタイマーであり、派遣社員及びアルバイトを除いております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	432 (69)
---------	----------

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員数はパートタイマーであり、派遣社員及びアルバイトを除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
デンタル関連事業	2,750
ネイル関連事業	95
その他の事業	23
合計	2,869

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

当社グループは、販売計画に基づいて、生産計画を立て生産を行っておりますが、一部の製品に関しては受注生産を行っております。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
デンタル関連事業	48	21
ネイル関連事業	-	-
その他の事業	-	-
合計	48	21

- (注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
デンタル関連事業	3,850
ネイル関連事業	471
その他の事業	24
合計	4,347

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合主たる相手先の販売実績割合が、10%未満のため記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来の見通しにかかわる記述については、当四半期報告書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）におけるわが国経済は、サブプライムローン問題の影響による米国経済の先行き不透明感が残る中、原油価格の高騰や原材料価格の上昇によるコスト高により、企業収益の悪化や個人消費の冷え込みが進む厳しい状況で推移いたしました。

このような経営環境の中、当社グループの当第1四半期の業績は、デンタル関連事業において売上が順調に伸びたことに加え、ネイル関連事業への本格参入もあり、売上高は4,347百万円となりました。

利益面では株式会社ネイルラボの費用増加や同社株式取得にかかるのれん償却額の発生などによる販売費及び一般管理費の増加要因はありましたものの、増収効果により営業利益は377百万円、経常利益は443百万円となりました。さらに特別利益として貸倒引当金戻入額や関税還付金を計上した結果、税金費用を差し引いた四半期純利益は336百万円となりました。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間からデンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業（工業用研磨材）に分けて事業の種類別セグメントを開示することにいたしました。これらの事業の種類別セグメントの業績概要は次のとおりとなります。

事業の種類別の業績

デンタル関連事業

デンタル関連事業は、医療費抑制政策が進む厳しい環境の中にあって、デジタル口腔撮影装置「アイスペシャルC-」など前連結会計年度に市場投入した新製品が引き続き好調なこともあり、国内売上が堅調に推移し、また、海外売上もアジアを中心に好調裡に推移した結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は3,850百万円となり、営業利益は348百万円となりました。

ネイル関連事業

ネイル関連事業は、従来当社グループが歯科材料分野で有していた材料開発力、生産技術力と株式会社ネイルラボが有するネイル業界におけるブランド力の連携により、今後当社グループの企業価値の拡大が見込まれる新しい事業分野であります。当第1四半期連結会計期間の売上高は471百万円となり、営業利益は24百万円となりました。

その他の事業

その他の事業は、株式会社昭研が歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を販売している事業分野であります。当第1四半期連結会計期間のその他の事業の売上高は24百万円となり、営業利益は4百万円となりました。

所在地別セグメントの業績

日本

デンタル関連事業では前連結会計年度に市場投入した新製品が引き続き好調なことや、前連結会計年度末にネイル関連事業を営む株式会社ネイルラボを新たに連結の範囲に含めたことによるネイル関連事業の売上への寄与もあり、セグメント間の内部売上高を含めた売上高は3,924百万円となりました。利益面では新たにのれん償却額が発生したこと等により、営業利益は368百万円となりました。

アメリカ

現地売上高は堅調に推移しましたが、円高による為替変動により、セグメント間の内部売上高を含めた売上高は315百万円となりました。広告宣伝費等が増加した結果、営業利益は3百万円となりました。

欧州

ドイツの販売子会社の売上が好調に推移した結果、セグメント間の内部売上高を含めた売上高は492百万円、営業利益は27百万円となりました。

アジア

中国の製造子会社の生産量拡大が売上に寄与した結果、セグメント間の内部売上高を含めた売上高は152百万円、営業利益は17百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ192百万円(4.8%増)増加し、4,188百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、845百万円のプラスとなりました。

これは主に税金等調整前四半期純利益558百万円、売上債権の減少217百万円、仕入債務の増加140百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、535百万円のマイナスとなりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出422百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは171百万円のマイナスとなりました。

これは主に配当金の支払額171百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）への対応方針を採用することを決定し、買収防衛策の導入等の決定機関及び新株予約権無償割当て等の決定機関に関する定款変更議案並びに本対応方針継続の承認議案を平成19年6月27日開催の第135回定時株主総会に提出、承認されました。

基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科医療及び歯科技工に必要な材料・機器全般を取り扱う歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして、世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の健康に貢献するという当社に与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、研究開発力、新製品開発力、研究開発を支えるネットワークとインフラストラクチャ、少量多品種をカバーする生産技術と品質保証体制、志の高い優秀な人材、「生活の医療」を支える当社グループの存在自体等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取り組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、平成19年度から平成21年度までを対象期間とした「中期経営計画」を策定しており、本業での収益力を示す連結営業利益率を重視し、中長期的には15%を目標としております。具体的には、研究開発重視の方針に基づいた市場の創造とシェアアップ、海外事業の拡大、顧客サービスの向上といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、職務遂行度をより厳しく問うことを目的として、平成15年6月から取締役任期を1年に短縮し、また、監査役会につきましては、平成18年6月より、それまでの3名体制（常勤監査役1名、社外監査役2名）から、常勤監査役2名体制にし、執行に対する監督機能の強化を進めるなどの、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールを大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様への判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長がありえます。）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、

大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成19年6月27日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで継続するものとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成19年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間は研究開発費として、252百万円を投入いたしました。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更及び完了したものはありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,114,089	16,114,089	東京証券取引所市場第二部 大阪証券取引所市場第二部	
計	16,114,089	16,114,089		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日		16,114		4,474		4,576

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,839,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,248,300	142,483	
単元未満株式	普通株式 26,489		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,114,089		
総株主の議決権		142,483	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権個数1個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社松風	京都市東山区福稲上高 松町11番地	1,839,300		1,839,300	11.41
計		1,839,300		1,839,300	11.41

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,403	1,200	1,189
最低(円)	1,150	1,076	1,112

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (営業・マーケティング担当 兼営業部長)	取締役 (営業部長)	西田 喜直	平成20年7月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

当社の四半期連結財務諸表に記載される科目、その他の事項の金額については、百万円単位で記載することにいたしました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,512	3,525
受取手形及び売掛金	2,557	2,758
有価証券	686	1,474
商品及び製品	1,909	1,852
仕掛品	597	607
原材料及び貯蔵品	541	505
その他	862	829
貸倒引当金	182	228
流動資産合計	11,486	11,326
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,306	6,307
減価償却累計額	3,598	3,558
建物及び構築物(純額)	2,707	2,749
その他	6,029	5,584
減価償却累計額	3,854	3,814
その他(純額)	2,175	1,769
有形固定資産合計	4,883	4,519
無形固定資産		
のれん	690	712
その他	180	73
無形固定資産合計	870	786
投資その他の資産		
投資有価証券	3,871	3,697
その他	1,053	1,033
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	4,915	4,721
固定資産合計	10,669	10,026
資産合計	22,156	21,353

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	779	633
短期借入金	1,020	1,020
未払法人税等	281	228
役員賞与引当金	10	49
その他	1,465	1,144
流動負債合計	3,556	3,075
固定負債		
退職給付引当金	91	88
役員退職慰労引当金	395	515
その他	813	710
固定負債合計	1,301	1,314
負債合計	4,857	4,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,474	4,474
資本剰余金	4,641	4,641
利益剰余金	9,962	9,798
自己株式	2,562	2,562
株主資本合計	16,516	16,352
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795	684
為替換算調整勘定	12	73
評価・換算差額等合計	782	611
純資産合計	17,299	16,963
負債純資産合計	22,156	21,353

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	4,347
売上原価	1,991
売上総利益	2,355
販売費及び一般管理費	1,977
営業利益	377
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	35
会費収入	65
その他	33
営業外収益合計	147
営業外費用	
支払利息	4
売上割引	35
当社主催会費用	33
その他	7
営業外費用合計	81
経常利益	443
特別利益	
貸倒引当金戻入額	49
関税還付金	65
特別利益合計	114
税金等調整前四半期純利益	558
法人税等	222
四半期純利益	336

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	558
減価償却費	122
のれん償却額	22
貸倒引当金の増減額（ は減少）	46
退職給付引当金の増減額（ は減少）	7
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	119
受取利息及び受取配当金	47
支払利息	4
為替差損益（ は益）	20
売上債権の増減額（ は増加）	217
たな卸資産の増減額（ は増加）	64
仕入債務の増減額（ は減少）	140
その他	235
小計	995
利息及び配当金の受取額	49
利息の支払額	7
法人税等の支払額	192
営業活動によるキャッシュ・フロー	845
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	20
定期預金の払戻による収入	29
有価証券の取得による支出	1
有形固定資産の取得による支出	422
有形固定資産の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	2
その他	122
投資活動によるキャッシュ・フロー	535
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	0
自己株式の増減額（ は増加）	0
配当金の支払額	171
財務活動によるキャッシュ・フロー	171
現金及び現金同等物に係る換算差額	54
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	192
現金及び現金同等物の期首残高	3,995
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,188

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として先入先出法による原価法から主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ22百万円減少している。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用している。</p> <p>これによる損益へ与える影響はない。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準等の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更している。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p> <p>これによる損益へ与える影響はない。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 棚卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度にかかる実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっている。また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっている。</p> <p>2 固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっている。また、一部の連結子会社については、予算に基づく年間償却予定額を期間按分して算定している。</p> <p>3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合については、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示している。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を3～12年としていたが、当第1四半期連結会計期間より3～9年に変更している。この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機として、技術進歩による陳腐化周期等を勘案して見直した結果、使用可能期間の短期化を耐用年数に反映させたものである。これによる損益へ与える影響は軽微である。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりである。 給料 647百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,512百万円 預入期間が3ヶ月を超える 824百万円 定期性預金 有価証券に含まれる取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する 500百万円 譲渡性預金 現金及び現金同等物 <u>4,188百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	16,114

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,839

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	171	利益剰余金	12.00	平成20年3月31日	平成20年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	デンタル 関連事業 (百万円)	ネイル 関連事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,850	471	24	4,347		4,347
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	3,850	471	24	4,347		4,347
営業利益	348	24	4	377		377

(注) 1 事業区分の方法

事業は、製品の種類、用途及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

- (1)デンタル関連事業.....歯科に関連する材料、機器の製造販売及び修理サービス
- (2)ネイル関連事業.....ネイルに関連する美容器具・健康器具及び化粧品の製造・販売、サービス業
- (3)その他の事業.....工業用材料・機器の製造販売、上記(1)、(2)以外の事業

3 従来、当社及び連結子会社の主たる事業であるデンタル関連事業が全セグメントに占める割合が高かったため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しておりましたが、前連結会計年度にネイル関連事業を営む株式会社ネイルラボを新たに連結の範囲に含めたことに伴い、ネイル関連事業の割合が高まったため、当第1四半期連結累計期間より事業の種類別セグメント情報を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アメリカ (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,522	303	438	82	4,347		4,347
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	401	11	54	70	537	(537)	
計	3,924	315	492	152	4,884	(537)	4,347
営業利益	368	3	27	17	417	(39)	377

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域

国又は地域の区分は、地理的近接度により、「アメリカ」、「欧州」、「アジア」に区分しております。

「欧州」にはドイツ及びイギリス、「アジア」には中国が含まれております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	北米・中南米	欧州	アジア・オセアニア他	計
海外売上高(百万円)	340	438	375	1,154
連結売上高(百万円)				4,347
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	7.8	10.1	8.6	26.5

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域は以下のとおりであります。

北米・中南米.....アメリカ・カナダ・ブラジル、欧州.....ドイツ・イギリス、アジア・オセアニア他.....韓国・中国であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,211.91円	1株当たり純資産額	1,188.38円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	23.55円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は以下のとおりです。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎については、潜在株式がないため記載しておりません。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(百万円)	336
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	336
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,274

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月13日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 健次 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 豊原 弘行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松風の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。